

総合評価落札方式の配置技術者評価におけるCPD制度の活用について

令和2年4月1日
総務部 営繕課

1 概要

令和2年度から、A級発注工事を対象に、簡易評価型総合評価方式における採点項目に、CPD（継続教育）に係る評価項目を追加する。

2 対象工事

建築、電気及び管工事のA級対象工事のうち、配置技術者の専任を要する工事（建築：7,000万円、電気・管工事：3,500万円以上）を対象とする（塗装工事は対象外）

3 対象落札方式

簡易評価型総合評価方式（地域密着型総合評価方式は対象外）

4 総合評価入札制度の改正内容

○簡易評価型総合評価に係る採点基準

<評価基準>

評価基準は **25単位/5年**（1単位＝講習会1時間相当）とする。

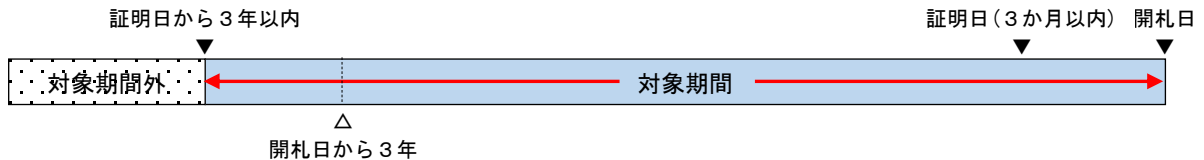
ただし、令和2年度は5単位/3年とし、令和3年度以降は以下のとおり改定する予定。

令和3年度：10単位/3年
令和4年度：15単位/3年
令和5年度：20単位/4年
令和6年度：25単位/5年

※建築CPD制度及び建築・設備施工管理CPD制度に認定された講習会を対象とする。

※講習会を開催する団体等に受講者登録が必要。

※学習履歴証明書の証明日は調達公告の開札日前3か月以内の日とし、当該証明書（証明日前3年間の実績が対象）により証明された取得単数を有効とする。



<採点項目と配点>

現行

評価項目	入札価格点数	施工能力点数											合計点
		会社の施工能力			配置技術者の施工能力				受注額	地域点	施工体制	資格停止(減点項目)	
		工事成績	同種工事実績	企業経営	工事成績	同種工事実績	資格	CPD					
配点	60 60	15 15	— —	3 3	5 —	— —	2 —	— —	4 4	4 4	4 4	0 0	97 90

上段：建築一般工事 7,000万円以上、その他工事 3,500万円以上

下段：建築一般工事 7,000万円未満、その他工事 3,500万円未満

改正

評価項目	入札価格点数	施工能力点数											合計点
		会社の施工能力			配置技術者の施工能力				受注額	地域点	施工体制	資格停止(減点項目)	
		工事成績	同種工事実績	企業経営	工事成績	同種工事実績	資格	CPD					
配点	60 60	15 15	— —	3 3	5 —	— —	2 —	<u>1</u> —	4 4	4 4	4 4	0 0	<u>98</u> 91

上段：建築一般工事 7,000万円以上、その他工事 3,500万円以上

下段：建築一般工事 7,000万円未満、その他工事 3,500万円未満